



Title	建築関連法規の基準の緩和と設計対応による建築物の用途変更促進の可能性に関する研究
Author(s)	河野, 学
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/1744
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	河 野 まなぶ 学
博士の専攻分野の名称	博 士 (工 学)
学 位 記 番 号	第 2 2 0 8 2 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 20 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 工学研究科建築工学専攻
学 位 論 文 名	建築関連法規の基準の緩和と設計対応による建築物の用途変更促進の可能性に関する研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 横 田 隆 司 (副査) 教 授 奥 俊 信 教 授 阿 部 浩 和 大阪工業大学工学部教授 吉 村 英 祐

論 文 内 容 の 要 旨

近年、都市再生、歴史的価値の高い建築物の再生だけでなく、地球環境問題や廃棄物量削減の観点から、既存建築物の用途変更が注目されている。その一方で、いまだ建て替えが頻繁に行われているのは、変更後の用途に適合させる現行の建築関連法規の抵触事項が一因として考えられる。

本論は、建築関連法規が用途変更を妨げる要因を整理・分析し、建築関連法規等による用途変更の妨げ、用途変更時における現行法規定の矛盾の整理・検討と、既存建築物やこれから建てる建築物に対して用途変更による長寿命化を促進するための設計手法の整理を通して、用途変更による建築物長寿命化の促進をはかるための基礎的知見を得ることを目的としている。

第 1 章「序論」では、研究の目的、研究の意義と社会的背景、本論の概要、既往の研究、用語の定義などについて説明している。

第 2 章「建築関連法規の規定が建築物の用途変更に及ぼす影響」では、用途変更時に関係のある法規定を抽出・整理し、用途変更するときに特に影響が大きいと考えられる法規定を用途ごとに類型化することで、用途変更の妨げとなる、あるいは有利に働く規定を明らかにしている。

第 3 章「廃校後の公立小学校を用途変更するときに考慮すべき諸問題」では、用途変更としてのストック活用のケーススタディとして、京都市・大阪市・神戸市における廃校になった公立小学校を対象として、廃校の再利用の実態を把握し、再利用を妨げる要因を考察し、廃校校舎の用途変更に有効な知見を得ている。

第 4 章「建築物の用途変更時に考慮すべき建築関連法規とその対応事例」では、2 章と 3 章を踏まえて、すでに用途変更されている具体的な事例から、用途変更に関係する法規定の設計上の対応を分析し、整理している。

第 5 章「用途変更時の建築関連法規の抵触事項に対する規制緩和の可能性に関する考察」では、用途変更時に妨げとなりうる建築関連法規がどの程度用途変更に影響するかなどの設計者の意識を明らかにしている。次いで、その規定に対する緩和の可能性と用途変更しやすさへの影響の検討を行っている。

第 6 章「用途変更を促進するための設計上の対応及び法規定の緩和の可能性」では、4 章と 5 章を踏まえて、将来の用途変更時までの間に行われる建築関連法規の改正・強化や用途変更による適用規定の変更の影響を受けにくい竣

工事当初の計画を整理・検討している。次いで、建築関連法規の精通者に、用途変更時に妨げとなる規定の緩和の可能性、建築関連法規に関する用途変更を促進させるための対策などを尋ね、用途変更設計に限った建築関連法規の規定の緩和の可能性や、法解釈の弾力的な運用による用途変更促進の可能性を検討している。

第7章「結論」では、本論のまとめと今後の課題について記述している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、地球環境問題や廃棄物量削減の観点から注目されている既存建築物の用途変更に着目し、用途変更が進まない原因として現行の建築関連法規が用途変更を妨げているのではないかという立場で、用途変更時における現行法規定の矛盾の整理・検討と、既存建築物や新規建築物に対して用途変更による長寿命化を促進するための設計手法の整理を通して、用途変更による建築物の長寿命化の促進をはかるための基礎的知見を得ることを目的としている。

第1章は序論であり、本研究の目的と背景、研究方法などを論じている。

第2章では、用途変更時に関係のある法規定を抽出・整理し、用途変更する際に特に影響が大きいと考えられる法規定を用途ごとに類型化することで、用途変更の妨げとなる、あるいは有利に働く法規定を明らかにしている。

第3章では、用途変更としてのストック活用のケーススタディとして、京都市・大阪市・神戸市における廃校になった公立小学校を対象として、廃校の再利用の実態を把握し、再利用を妨げる要因を考察し、廃校校舎の用途変更の有効な知見を得ている。

第4章では、2章と3章の結果を踏まえて、すでに用途変更されている具体的な事例から、用途変更に関する法規定の設計上の対応を分析し、整理している。

第5章では、用途変更時に妨げとなりうる建築関連法規がどの程度用途変更に影響するかなどに対する設計者の意識を明らかにしている。さらに、その法規定に対する緩和の可能性と用途変更しやすさへの影響の検討を行っている。

第6章では、4章と5章の結果を踏まえて、将来の用途変更までに行われる建築関連法規の改正・強化や用途変更に関する適用法規定の変更の影響を受けにくい計画手法を整理・検討している。さらに、建築関連法規の精通者に、用途変更時に妨げとなる法規定の緩和の可能性、建築関連法規に関する用途変更を促進させるための対策などを尋ね、用途変更に関する設計に限った建築関連法規の緩和の可能性や、法解釈の弾力的な運用による用途変更の促進可能性を検討している。

第7章では、本論のまとめと今後の課題について記述している。

公聴会では、ストック活用として社会的に特に重要となる公立小学校の廃校校舎の有効活用に対して有益な知見を得たことが評価された。なお、用途変更の妨げとなる建築関連法規の抵触事項に対して、用途変更を促進する対策についての提案が問われたが、実現可能性を考えると用途変更の可否を中立かつ公平に判断する用途変更評価の実施が考えられるとの考えを示した。また、今後の課題として、海外の用途変更事例の調査やコストによる制約に関する研究の必要性が指摘された。

以上のように、本論文は建築物の用途変更を促進する可能性を、建築関連法規の点から検討したものであり、建築物の長寿命化時代に適合した法規の改正、ならびに設計手法の指導に必要な基礎資料を与えるものである。よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。